

宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調としてあらゆる教育の場を通じ、

「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」

を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、

夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、

心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

宮崎県教育基本方針*1は、本県教育の推進を図るため、教育関係者に県教育委員会の基本方針を示し、広く県民の理解と協力を得ることを目的として、昭和52年（1977年）に制定したものです。

その後、社会情勢の変化や国の動向、本県教育施策の推進状況などを踏まえ、7度の改正を行ってきましたが、制定当初から掲げる「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、「心身ともに調和のとれた人間の育成」を目指すという、この方針の根幹部分は何も変わることなく、不易の方針として、長く受け継いできました。

きわめて変化が激しく予測困難な時代だからこそ、調和のとれた心身の育成、そして、より高い価値を求めて生きようとする「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む教育を推進する必要があります。

宮崎県教育振興基本計画は、この理念を具現化し、本県教育の振興を図ります。

*1 宮崎県教育基本方針：昭和46年度以前は「宮崎県教育基本方針」を示していたが、昭和47～51年度は「宮崎県教育重点施策」として、その前文に、それまでの方針にあたる内容を示していた。その後、昭和52年3月に、改めて「宮崎県教育基本方針」を制定した。